

## ⇩ 新配偶者特別控除申告書

**Q** : 新しい配偶者控除申告書が公表されたようですが、どのあたりが改正になったのですか？

**A** : 損害保険料控除欄が削除され、地震保険料控除欄が設けられたものとなっています。

### 【解説】

国税庁のホームページでは、このたび、平成19年分の「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書(以下申告書)」を公表しました。

この申告書は、平成18年度の税制改正で創設された地震保険料控除に対応したもので、廃止となった損害保険料控除欄が削除され、替わって地震保険料控除欄が設けられたものとなっています。

給与所得者が、年末調整において、地震保険料控除の適用を受ける場合には、この申告書を用いることになります。

なお、この地震保険料控除制度の導入により、平成19年分から従来あった損害保険料控除制度が廃止になりますが、次の要件を満たす長期損害保険契約等については、地震保険料控除の対象となる経過措置が設けられていますので、確認しておいてください。

- ① 平成18年12月31日までに締結した契約
- ② 満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約

平成19年1月1日以後に損害保険契約等の変更をしていないもの

